

獣害防護柵設置事業補助金についてのお知らせ

シカやイノシシによる獣害は、毎年村内で多く発生しています。大切に育てた作物を荒らさせないためには、まず農地をしっかり守る必要があります。

今年も、獣害防止柵設置にかかる補助金を次のとおり予定しています。防護柵を設置される前に申請してください。

事 業 区 分	獣 害 防 護 柵 設 置 事 業
交 付 対 象 者	獣害防護柵を設置する <u>3戸以上</u> の農家とします。 ただし、農地の条件等によりやむを得ない場合は別に定めます。
事 業 規 模	設置距離は、 <u>新規で200m以上</u> とします。 ただし、延長の場合は、100m以上とします。
対象となる柵の種類	トタン、ワイヤメッシュ、電気柵、ネット
事業費の負担区分	実施者30%・村50% <u>農業共済20%</u> （水稻共済に加入することが条件）＊1
補 助 金 の 支 払 い 方 法 と 支 払 時 期	1. 補助金の計算方法 実支出額（領収書又は請求書を添付）と標準経費（標準事業費×距離）の比較により、メーターあたりの単価が少ない方を補助金対象事業費とします。 2. 標準事業費 1) トタン 500円／m 2) ワイヤメッシュ 500円／m 3) 電気柵 250円／m 4) ネット 200円／m 3. 支払時期 1) 村補助分 随時 2) 農業共済分 年度末（農業共済助成金入金後）
申 込 期 限	7月末
諸 条 件	○再設置は、5カ年を経過したものとします。 ●補助金の支払いは、1円単位を切り捨てます。 ○交付対象者でいう農地の条件等によりやむを得ない場合とは、次のとおりです。 1) 農地の団地が、1戸又は2戸の所有（耕作）者が管理しており、他の団地との共同設置が困難な場合 2) 延長の場合は、延長区域を含めた全区域の受益が3戸以上になること ●実施者は既存防護柵との連携、広範囲での共同実施により、効率的で効果的な事業の実施に努めてください。 ＊1 農業共済分については、未加入農家を含まず3戸以上でない場合、その他団地全てが交付対象になりません。

※詳細については、役場産業建設課（☎ 79-2111）へお問い合わせください。